

令和4年11月

会員の皆さまへ

京田辺市商工会  
商業部会長 香村 茂樹

## 「京田辺市キャッシュレスポイント還元事業」に伴う

### スタンプラリー参加店募集（ご案内）

京田辺市が地域経済の消費喚起のため「キャッシュレスポイント還元事業」（詳細は裏面）を実施することに伴い、当部会でも本年5月に続いて共催事業としてスタンプラリーの開催することになりました。

「キャッシュレスポイント還元事業」は1月5日から2月28日までの二か月間です。（キャッシュレス未対象店舗は概ね12月の中旬には対象店舗として登録いただくこととなります。）

ついては、下記の要領に従い、キャッシュレス決済ポイント還元事業対象店舗で会員事業所店舗を対象にデジタルスタンプラリー参加店舗の募集を行いますので、この機会にスタンプラリー参加店舗としてお申込みいただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、本事業から商業部会のLINE公式アカウントを開始することになりました。今後はペーパーレス化を目指し申込書等のやり取りもLINE上で運用できればと考えています。是非この機会に、右記二次元コードからお友達登録をお願いいたします。

記



←LINE公式アカウントへ  
の二次元コードはこちら

#### 【スタンプラリー開催要領】

開催期間：令和5年1月5日(木)～2月28日(火)

対象店舗：会員事業所で、なおかつキャッシュレス決済を導入している店舗

開催方法：キャッシュレス決済利用者は、デジタルスタンプラリーに事前に登録いただき、参加店舗を巡り、当該サイトから、お楽しみ抽選企画に応募申込みいただきます。

**参加店の申込期間：令和4年11月14日（月）～11月18日（金）**

京田辺市商工会 宛て

FAX(0774)62-3926  
お間違のないように

### 参加申込書

◆事業の詳細は参加店の確定後に改めてご案内します

ご住所			
お店の名前		代表者	
お店の業種			
TEL/FAX	/		
メールアドレス	*必ずご記入ください		
ご登録のキャッシュレス決済サービス	○をつけてください。 PayPay d払い auPAY		

\* 予定は変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

\* ご不明な点があれば京田辺市商工会にご連絡ください（TEL0774-62-0093）担当：仲野

【京田辺市キャッシュレス還元事業：裏面参照】

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込む消費を拡大し市内経済の活性化を図ること。

## 2 事業の内容

期間中に、対象店舗においてキャッシュレス決済サービスを利用した方に、決済金額の最大20%のポイント<sup>1</sup>を付与。(1回あたりの付与上限：2,000円相当、期間中の付与上限(1決済サービス事業者あたり)：10,000円相当)

### 【対象のキャッシュレス決済サービス】

・PayPay(PayPay(株))、d払い(株)NTTドコモ)、auPAY(KDDI(株))の3社

### 【対象店舗について】

(1). 中小企業法に定める中小・小規模事業者、個人事業主であること(中小企業基本法第2条第1項第3号及び第4号に該当する企業)。大企業(中小企業の基準を超える企業)と判断できる企業は対象外とする。

- ・製造業、建築業、運送業等：資本金3億円以下または従業員300人以下
- ・小売業：資本金5,000万円以下または従業員数50人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下又は常使用する従業員数100人以下
- ・旅館業：資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数200人以下

(2). (1)に規定する中小・小規模事業者であっても、金券ショップ、タバコ、病院、調剤薬局、タクシー、新聞、保育所、公共機関、宗教団体は対象外とする。

(3). (1)に規定する中小・小規模事業者であっても、市内に店舗が実在しないことや利用実態が不明確な場合は、事業活動の場所が不明確な場合は対象外とする。

(4). (1)に規定する中小・小規模事業者であっても、親会社などが大企業に該当し、事業者の株式の大半を取得している場合などは対象外とする。

(5). フランチャイズチェーンなどの場合、加盟店(フランチャイジー)が中小・小規模事業者であっても、本部(フランチャイザー)が1に規定する中小・小規模事業者<sup>2</sup>に該当しない場合は対象外とする。

※ただし代理店の場合は対象とする。

(6). 閉店していることが判明している店舗は対象外とする。

※ただし休業の場合は対象とする

(7). 企業内に設置される小売店や飲食店など、利用者が限定され、広く一般市民の利用を目的としない店舗は対象外とする。

(8). その他、事業者が本事業の主旨に合致しないと市が認めるものは対象外とする。

## 3 スケジュール 令和5年1月5日(木)～2月28日(火)

## 4 緊急事態宣言等への対応

事業期間中に緊急事態宣言等が発令され、事業効果が十分に見込めない可能性が高い場合は、実施時期決定後も急遽時期を変更する可能性がある。

以上